

運転者台帳

事業者名 _____

作成年月日	平成 年 月 日	作成番号													
ふりがな															
氏名															
生年月日	昭和 年 月 日														
住所															
雇入年月日	年 月 日														
運転者選任年月日	年 月 日														
運転免許証		免許証番号													
		免許年月日	年 月 日												
種類	大型/普通/けん引/大特/大2/普2/けん引2/大特2											免許の条件			
有効期間	平成 年 月 日まで	免許証番号													
	平成 年 月 日まで	免許証番号													
	平成 年 月 日まで	免許証番号													
	平成 年 月 日まで	免許証番号													
交通事故歴	第一当事者事故を記録 (判断できないときは保留した旨記載し決定した時点で根拠の書類を添付する)														
発生年月日	車両番号	事故記録 No	事故種類・概要												
年 月 日															
年 月 日															
年 月 日															
年 月 日															
交通違反歴	道交法 108 条の 34 による通知を受けた場合、記載、その他の違反も極力自主的に申告させ記載														
年 月 日	概要														
年 月 日	概要														
年 月 日	概要														
年 月 日	概要														
特定の運転者に対する特別な指導	初任,高齢,事故惹起者に実施														
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
特定の運転者に対する適性診断	初任,高齢,事故惹起者に実施														
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
年 月 日	種類	内容													
運転者の健康状態	安衛則規定の健康診断個人票、健康診断結果の通知の写しを添付することで足りる														
実施年月日	概要	実施年月日	概要	実施年月日	概要										
年 月 日		年 月 日		年 月 日											
年 月 日		年 月 日		年 月 日											
年 月 日		年 月 日		年 月 日											
運転者でなくなった年月日	年 月 日	理由 (3年間保存)													

運転者台帳

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の4

(1) 目的

運転者台帳は、運転者ひとりひとりの交通違反歴・事故歴、健康状態、適性診断の受診状況等を常に把握し効果的な事故防止対策を行うことを目的としたものです。一般貨物運送事業者、運行管理者は、運転者台帳を記録し、保存しなければなりません。

(2) 記載しなければならない事項

運行管理者は、運転者ごとに、運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

1. 作成番号及び作成年月日
2. 事業者の氏名又は名称
3. 運転者の氏名、生年月日及び住所
4. 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
運転者として常時選任できない者
①日々雇入れられる者②2月以内の期間を定めて使用される者③試みの試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用される至った者を除く)
5. 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
イ 運転免許証の番号及び有効期限
ロ 運転免許の年月日及び種類
ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
6. 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による(違反)の通知を受けた場合は、その概要
(事故を引き起こした場合とは第一当事者である場合を指す。違反については、極力自主的に申告をさせ記載する)
7. 運転者の健康状態
(健康診断個人票又は健康診断結果通知を添付することで足りる)
8. 下記の運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診の状況
イ 事故惹起者(死者又は負傷者(重傷者、11日以上治療を要する負傷))
ロ 運転者として新たに雇入れた者
ハ 高齢者(65歳以上)
9. 運転者台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
- ※10. 一般貨物自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。